

平成 27 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 27 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 27 年 9 月 25 日日本町役場議場に召集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 口木 俊二 君	2 番 吉永 秀俊 君
3 番 岡田 伊一郎君	4 番 前田 修一 君
5 番 橋村 孝彦 君	6 番 立山 裕次 君
7 番 浪瀬 真吾 君	8 番 森 敏則 君
9 番 大石 俊郎 君	10 番 堀 進一郎 君
11 番 後城 一雄 君	

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 (不 在)	建 設 課 長 下野 慶計 君
総 務 課 長 森 隆志 君	健康ほけん課長 構 浩光 君
農林水産課長 岡田 半二郎 君	町 民 課 長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (岡田 半二郎 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 山口 大二郎 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 54 号 東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 55 号 東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 56 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 73 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 58 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 60 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 61 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

- (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議案第 62 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 63 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 64 号 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出
決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 65 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の
件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 66 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 67 号 平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認
定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 議案第 68 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 15 議案第 69 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 77 号 東彼杵町に副町長を置かない特例条例の制定について
- 日程第 17 議案第 75 号 彼杵小学校スクールバスの購入について
- 日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 19 発議第 1 号 未来を担う子ども達の教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅
持を求める意見
- 日程第 20 委員会の閉会中の特定事件 (所管事務) 調査の件
- 日程第 21 議員派遣の件

開 会（午前 9 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に足しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 54 号 東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 2 議案第 55 号 東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 56 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 4 議案第 73 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

それではこれから議事に入ります。

日程第 1、議案第 54 号、東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について、日程第 2、議案第 55 号、東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例、日程第 3、議案第 56 号、東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第 4、議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 54 号 東彼杵町特定個人情報保護条例の制定について

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日総務課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー制度）の施行に当たり、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱い並びに個人の権利利益の保護を図るものである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で個人情報のセキュリティー対策の万全を期してほしいとの意見がありました。

次に、付託された事件、議案第 55 号であります。

1 付託された事件

議案第 55 号 東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日総務課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、東彼杵町特定個人情報保護条例と本条例の各規定について調和を図る必要があるため
の一部改正である。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 56 号、

1 付託された事件

議案第 56 号 東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日総務課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25
年法律第 27 号）に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について一部
改正されるものである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 73 号であります。

1 付託された事件

議案第 73 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日総務課長、財政管財課長、まちづくり課長の出席を求め
委員会を開催しました。

本件は、持ち家奨励金による人口減少対策について、他自治体との定住促進対策の違いを明確
にし、転入者への奨励金を増額し、本町への移住・定住促進、人口減少抑制を図るための一部改
正である。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で定住促進を図るためには、若い世代の人々の定住を図るために持ち家奨励
金だけでなく、子育て支援の拡充や家賃補助等住宅支援拡充対策を図り、住んでみたい町として

の環境を構築してほしいとの意見がありました。また、過去の経緯から持ち家奨励金に対しては、長期的な展望により減額することがないよう財源の確保に努めてほしいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号をお知らせください。2番議員、吉永君。

○2番（吉永秀俊君）

議案第73号について委員長にお伺いします。この中で、例えば今回、持ち家奨励金は町外の人だけという限定がありまして、それを町内に波及する話はなかったのか。また、この条例につきましては、例えば1,000千円から500千円になって、現町長の時に500千円になったわけですが、それがまた2,000千円になるということで。例えば真ん中をとって1,000千円ぐらいにしてはどうかという話はなかったのか。もう1点、1軒あたり2,000千円ですから、例えば年間に、限度額が何軒までという決まるような話はなかったのか。その3つの点についてお伺いします。

○——△——

第1点目は、町内の人。この中には、書いておりますように、住宅支援等の。

○——△——

——△——△——

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時48分）

再開（午前9時48分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に続き開会いたします。浪瀬委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

ここには掲載していますように、持ち家奨励金、子育て支援とか、家賃補助等、そういった、そういうことに、等ということを書いておりますし、そういった意見も出たのも事実であります。減額1,000千円という、元に戻すことも良いのではないかという話も出たのも事実でございます。しかし、最終的には原案のとおり可決するべきものというような、全員一致でなったところであります。限度額については、一応、町長の説明も、今回あと半年ぐらいで5軒ぐらいがその範囲内であろうとありましたので、それは特にそういった話の中では、ふるさと納税を活用して充当するような話も出ておりましたので、そこをもう少し頑張ってください、なるべく減らすことがないよという意見は出ました。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はございませんか。9番議員、大石君。

○9番（大石俊郎君）

今の議案第73号に関連しまして、この制度を補正予算ではなくて、新年度予算からスタートしてはどうかという意見はなかったのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

浪瀬委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

そういった意見は出ませんでした。

○議長（後城一雄君）

他に、8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

それでは委員長に4点質問させていただきます。メモして下さい。まず報告書の中に、若い世代の人々の定住を図るために持ち家奨励金だけではなく、子育て支援の充実や家賃補助等住宅支援拡充を図り、住んでみたい町にしてほしいというような内容がありますが、この件について、この住宅の支援ともうひとつ子育て支援と、優先度というのはどちらが優先するかということに対して、委員の中のメンバーの中でどのような配分だったのかがまず1点。もうひとつ最後に書いてあります長期的な展望により減額することがないように財源確保に努めてほしいということを報告してありますが、この文章の、まず起因する件について、何が要因でこの文章になったのかというのが2点目。もうひとつ今回の改正は、IターンUターン者に限っての、町内業者が施工する場合は500千円が2,000千円。更には3割以上の町内業者によって、350千円が1,400千円。そして、町外業者が施工する場合は250千円が1,000千円、更には中古住宅を取得した場合は250千円が1,000千円というような改正をされる案が提出されておりますが、この件について、金額に対しての妥当性は、この委員会の中での協議の中でどのような審議をされたのかを質疑いたします。4点目については重複しておりましたので割愛します。

○議長（後城一雄君）

浪瀬委員長。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

子育て支援と家賃補助、どちらに優先をするかということは、どちらということではなくて、やはり若い世代に住んでいただくための施策として含めたところで、そういったものを拡充してほしいという意見が出たわけです。それから2点目の長期的な展望により減額することがないようにということは、やはり、今回前の1,000千円を500千円に下げて、また今度2,000千円にされるというそういった経緯からみて、やはり、その条例を改正するというで下げるということになればいろいろな問題が出てくるので、そういった他町との違いを明確に出すための施策であるならば、その財源を確保して、絶対下げないというふうなことで、先程も言いましたように、そういったふるさと納税の原資とかを拡充をしていただいてやってほしいという意見がでたところで、長期的な展望ということに、すぐ下げるといふようなことがないようにということでございます。町内外のそういった業者についてのことは、金額については特段でなかったもので、特に今回は2,000千円ということに、2,000千円、1,400千円ですかね、そういったところに視点を置いて協議がされたものと思っております。

○議長（後城一雄君）

8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

最後の妥当性という、今回の支援補助金。この金額について2,000千円というのは高いという意見があったのか、それとももっと足りないのか、高すぎるというのがあったのか、その辺なんです、私がお聞きしたいのは。どうだったんですか。

○議長（後城一雄君）

委員長、浪瀬君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

もちろん最初言いましたように、1,000千円でいいんじゃないかと意見が出たのも事実でございますし、しかし、これだけ、町長も一生懸命東彼杵町の定住促進を図りたいということで、特に、話も、他所が1,500千円を打ち出しているのに対して、少し東彼杵町のカラーを出そうということで、町長がそういった気持ちで2,000千円にされたという話も出ておりましたので、1,000千円に元に戻すより、町長の提案どおり2,000千円にしたほうが良いんじゃないかというふうな話がでて、妥当というか、妥当という話は出てきませんでしたけれども、そういうふうな決定を、採決の結果がそういうふうになったところでございます。

○——△——

了解です。

○議長（後城一雄君）

6番議員、立山君。

○6番（立山裕次君）

2,000千円という金額がでて、今回金額の改正ということなんですが、前回も言いましたけれど、UターンIターン一緒にしてあるんですけど、Uターンの方は、例えば転入されて1年とか2年とかという形で決められるような話を会議でもされていましてけれど、Iターンの方に限って、ちょっと分けてもらって、Iターンの方に限れば、例えば1年とか2年ではなくて、今まで5年も10年も住んでいらっしゃる方も対象にしてはどうかというような意見はなかったでしょうか。

○議長（後城一雄君）

委員長、浪瀬君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

そういった話も少しは出ていたようですが、そこも含めたところの子育て支援とか、家賃補助とか、そういった意味の中に、ここに掲載しておりますように、町内の方にも拡充を図ってほしいという意味合いで、全体を底上げをしてほしいというような意見は出ました。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

次に、これから、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第73号を一括して討論を行います。討論のある方。8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

今回の議案第73号についての反対討論を行います。

まず、先程委員長にも質疑の中でも話をしましたが、今回、町長の所信表明の中に安心して子どもを産める社会を実現すること、そのために既存の給付制度や、補助金制度を行いますということで、私はこれにかなりの期待を実は持っていたのです。今回の 73 号につきましては、おそらく、町長も熟慮に熟慮を重ねた結果として、この奨励金を増額することによって本町の移住、定住促進、人口減少の抑制ということを図るためと、私は充分理解をしております。しかしながら、まず先程、質疑をしましたように、優先がどっちなのかというと、私は最初に申し上げましたように、子育て支援の方がどうしても優先してほしいと。今後してほしいと思うのですが、そっちの方が優先すべきではないのかなと、そのように思います。それは今回補正予算で、出生祝い金が、第 1 子、第 2 子がこれまでなかったのを、それぞれ 50 千円ずつというのは、これは新規で補正をされているのは、これも評価をするところではございますが、この金額を更に 200 千円、300 千円というような形の中で。もしここに、魅力のある、ここに、所信表明に書いてありますように、これが私は重点的にやっていただきたいかと思うのが第 1 点です。次に 2 点目のところなんですが、やはりこれまでの奨励金につきましては、最初が 1,000 千円、前町長の時に 1,000 千円ということで奨励金が出されたものを、今回渡邊町長になられまして 500 千円に減額。そして、今度が 2,000 千円ということなんですが、やはり、私の常識なんですが、1,000 千円にもう 1 回戻してということなら妥当性であるのかなという感じがいたしております。したがって、その辺のところが、半額して子ども支援の方に回したほうが良いということです。もうひとつが、年度途中、年度の途中でこの条例を停止されることによって、同じ年度でこの支援金をいただけない方がでてくる。この点について非常に疑問を持っております。以上のような件で今回の 73 号につきましては反対ということで、反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。5 番議員、橋村君。

○5 番（橋村孝彦君）

賛成の立場で、若干話させてもらいます。今回は地方創生というものの絡みもございまして、一般質問の中でも申しましたように、他の地区から人、金を集めるというのが、地方創生の主たる目的であろうというふうに受け止めております。そういった流れの中で、他地区から人を集めるというにはそれなりのインパクトのある金額というものを示さない。どこの地区でもやっておりますから、他地区に負けないような金額を示して人を引っ張るという意味においては、やはりこの他地区にない金額を上げられたということに意味があるかというふうに受け止めております。したがって、この 73 号においては賛成といたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の討論を許します。9 番議員、大石君。

○9 番（大石俊郎君）

本議案第 73 号については反対でございます。補正予算は、やはり著しい社会情勢の変化、突発的な災害対策、このような理由なので、新たな財政需用が発生した時に編成されるものでなければなりません。その観点からして、持ち家奨励補助金追加 10,000 千円、この点につきましては、緊急性が感じられず、年度当初予算で計上される性質の事業であろうかと思っております。そのような理由から、この議案第 73 号については反対であります。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、賛成者の討論を許します。発言ありませんか。

ないようですので、討論なしと認め、これで議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号、議案第 73 号の討論を終わります。

これから、議案第 54 号、東彼杵町特定個人情報保護条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号、東彼杵町特定個人情報保護条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号、東彼杵町個人情報保護条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号、東彼杵町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 73 号、東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 58 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 6 議案第 60 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長 (後城一雄君)

次に、日程第 5、議案第 58 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)、日程第 6、議案第 60 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)、以上 2 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長 (浪瀬真吾君)

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 58 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 3 号)

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 176,891 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,196,031 千円とするものである。

歳出については、総務費にオフトーク通信施設等財政調整基金積立金、持ち家奨励補助金、空き家活用促進奨励金、地域集落点検調査事業委託料、農林水産業費に製茶研修工場建設事業補助金、商工費に明治の民家改修工事、豪雨による災害復旧費などが計上されている。

歳入については、特定財源として財産収入、繰入金、国庫支出金、県支出金、一般財源では前年度繰越金、臨時財政対策債、町税などが計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、審査の過程で補正予算の成果が発揮できるように全力を尽くしてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 60 号であります。

1 付託された事件

議案第 60 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 14 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,089 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 906,347 千円とするものである。

歳出については、平成 26 年度介護保険事業費の精算に伴い、介護保険給付費及び地域支援事業費の実績が予定を下回り、国庫支出金等に返還金等が生じ、償還金が計上され、また、保険給付費等が計上されている。

歳入については、前年度繰越金、国県支出金、支払基金交付金などが計上されている。

慎重に審査し採決の結果、適正な補正予算措置と認め、全員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認めます。

次に、これから議案第 58 号、議案第 60 号を一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 58 号、議案第 60 号の討論を終わります。

これから、議案第 58 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 58 号、平成 27 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号、平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 61 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 8 議案第 62 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 9 議案第 63 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の
件 (委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 10 議案第 64 号 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 65 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 66 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第 67 号 平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第 68 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 議案第 69 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 7、議案第 61 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 62 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 63 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 64 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 65 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 66 号、平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 67 号、平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 61 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 15 日～16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 15 日から 16 日各課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度の一般会計決算収支額は、歳入総額 4,769,882 千円（対前年度比 1.8%増）、歳出総額 4,578,636 千円（対前年度比 3.0%増）と共に増加している。形式収支は 191,246 千円となっているが、翌年度への繰越財源 105,517 千円を控除した実質収支は 85,729 千円（実質収支比率 2.8%）となり、前年度より 0.4%の減となっている。単年度収支は 12,312 千円の赤字となり

実質単年度収支も 11,488 千円の赤字であった。普通交付税の減額を繰入金、繰越金で対応し、依存財源が 3.4%の減となっているが、依然として歳入に占める町税の割合が低く厳しい財政状況が続いている事は否めない。

慎重に審査し採決の結果、認定すべきものと決定しました。なお、審査の過程で人口減少対策として、町独自の施策を打ち出すことの必要性は認めるものの、予算が計上され可決したにも係らず一部未執行であったことは、なお一層の選択と集中が望まれ、長期的な展望による計画立案が望まれるとの意見がありました。

次に、議案第 62 号であります。

1 付託された事件

議案第 62 号 平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、当初予算 1,281,574 千円に対し、3 回の補正予算が行われ、歳入総額は 1,306,047 千円（対前年度比 3.9%増）、歳出総額 1,271,834 千円（対前年度比 3.49%増）と共に増加している。実質収支は 34,213 千円であるが、前年度実質収支 28,117 千円が含まれているため単年度収支は 6,096 千円の黒字となっている。財政調整基金の取り崩しが 25,000 千円となり、基金への積立ては 225 千円されているものの、実質単年度収支は 18,679 千円の赤字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。なお、審査の過程で健康診断や疾病予防を図るため保険事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

次に、議案第 63 号であります。

1 付託された事件

議案第 63 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、当初予算 850,000 千円に対し 3 回の補正予算が行われ、歳入総額 862,366 千円（対前年度比 0%）、歳出総額 815,898 千円（対前年度比 1.0%減）となっている。実質収支は 46,648 千円で、前年度実質収支 37,960 千円、積立金 42,500 千円があり、実質単年度収支は 51,008 千円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 64 号であります。

1 付託された事件

議案第 64 号 平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、歳入総額 517 千円、歳出総額 51 千円となっている。実質収支は 466 千円となり、前年度実質収支が 466 千円であることから単年度収支は 0 千円となり、積立金 51 千円があり、実質単年度収支は 51 千円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 65 号。

1 付託された事件

議案第 65 号 平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、歳入総額 421,091 千円、歳出総額 415,666 千円となっている。実質収支は 5,425 千円で、前年度実質収支 10,603 千円、積立金 20,202 千円があり、実質単年度収支が 15,024 千円の黒字となっている。営業収支は黒字であるが、水 1 m³の供給単価を比較した場合は、やや赤字となっている。また、給水停止件数はなかったとのことである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 66 号。

1 付託された事件

議案第 66 号 平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、歳入総額 41,978 千円（対前年度比 8.7%増）、歳出総額 41,976 千円（対前年度比 8.7%増）と共に増加している。実質収支は 2 千円で、実質単年度収支も 2 千円の黒字となっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。なお、接続率アップに努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 67 号。

1 付託された事件

議案第 67 号 平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、歳入総額 7,442 千円（対前年度比 19.8%増）、歳出総額 7,442 千円（対前年度比 19.8%増）と共に増加している。昨年度より接続件数が 5 件増加したとのことである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。なお、更に接続率アップに努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 68 号。

1 付託された事件

議案第 68 号 平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、歳入総額 364,169 千円（対前年度比 19.7%増）、歳出総額 363,040 千円（対前年度比 19.7%増）と共に増加している。実質収支は 1,129 千円となり、実質単年度収支は 240 千円の黒字となっている。公債費は昨年度に比較して 18,726 千円借入額が増加し、26 年度末で 2,440,003 千円となり、事業終了後平成 37 年から 38 年ごろに償還額が最も大きくなるとのことである。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。なお、接続率アップと収入未済額の抑制に努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第 69 号。

1 付託された事件

議案第 69 号 平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 27 年 9 月 16 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 16 日総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

平成 26 年度は、歳入総額 96,532 千円、歳出総額 96,010 千円となっている。実質収支は 522 千円となり、実質単年度収支は 144 千円の黒字となっている。被保険者 1 人当たり換算した年間給付額は 1,046 千円で、国民健康保険の 1 人当たり年間負担額と比較しても格段に高くなっている。

慎重に審査し採決の結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。なお、審査の過程で健

康診断や疾病予防を図るため保険事業に対する啓発を更に推進し、被保険者の健康増進による医療費の節減に努められたいとの意見がありました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 61 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認め、議案第 61 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 62 号から議案第 69 号まで、8 議案一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑願います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認め、議案第 62 号から議案第 69 号についての質疑を終わります。降壇願います。

これから、議案第 61 号について討論を行います。討論ありませんか。2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

議案第 61 号、平成 26 年度の決算初日で、私は認定することができないという立場で、若干意見を言わせていただきたいと思います。

その理由は、監査委員の意見書にも書いてありますように、地域おこし協力隊拠点整備工事において当初予算 2,458 千円、6 月の第 2 回定例会で補正予算として 1,102 千円が計上されたが、事情により執行されなかったということございまして、これは私はあってはならないことだと思います。当初予算と補正予算に上げられた事業が執行されなかったというのは私は、これはあってはならないと。そして、執行されなかった理由として、協力隊員さんが、他の場所でやりたいということで、今回はこれを見送るという話を聞いたので、そうであれば本年度の予算に、別の場所で工事費が、私は上がるかなと思ったんですけど、それも計上されておられません。ということになりますと、この当初予算がどのように査定の際に積算されたのかなという、そこまで私は疑いをもたざるを得なくなるわけです。私もおかげ様で議員を 13 年間させていただいておりますけれども、この当初予算と補正予算に上がった事業が執行されなかったというのは、私は経験ございませんので、年のために、役場職員の OB の方に、2、3 名の方にちょっとお尋ねをしました。こういった事案があったのか、なかったのかということでお尋ねをしたんですけども、皆さんはちょっと記憶にないぞと、そういう事はというような話を聞いたわけです。よっぽど、例えば、補正あたりでも町道の工事をして、例えばその地権者と上手く話しがいかなかったので執行できなかったというような、やむを得ない事情の話はあったけれども、当初予算と補正予算に上がった事業が執行されなかったというのはあまり聞いたことがないというようなお話を聞きました。やはりそういったことで、特に補正予算の緊急性、且つ重要性を鑑みますと、これはちょっとふさわしくない事案ではないかというふうに思います。特に町長は財政の課長をされた経験があられると思うんですけども、やはり予算の査定というのはかなり苦勞をされてしておられると思うんですよね。それがこういった結果に終わったということは、町政を預かる行政マンとしては、私は不名誉なことだと思います。こういうことがあってはならないと思います。今後もこういう事案が発生しないように、そういっ

た戒めを含めまして認定することはできないという意見でございます。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

私は、議案第61号の平成26年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件につきましては、賛成の立場で討論を行います。

まず、委員長の報告書に書いてありますが、「尚」と下から4行目の審査の過程で人口減少対策として、町独自の施策を打ち出すことの必要性は認めるものの、予算が計上され可決したにも係わらず一部未執行であると。先程、吉永議員からの反対の立場、確かに分かりはしますが、私は、町長がこの件につきましては、積極的な姿勢と思っております。先程の持ち家奨励金につきましても、積極的な姿勢と評価をしております。ただし、どちらを優先するかということについては、次の「尚」といってまた「尚」と書いてありますもんね、ここに。2回目の「尚」がきています。ここが重要なんです。「尚一層の選択と集中が望まれて、長期的な展望による計画立案が望まれるとの意見がありました。」ここが1番重要なんです。是非、私はここの選択と集中、これを注意してやられて、町長はなされているものと評価しておりますので、是非、今回の決算認定については、不認定というところまでは至らないと、したがって、賛成ということで討論をさせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の討論を許します。ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第61号の討論を終わります。

次に議案第62号から議案第69号について、一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第62号から議案第69号の討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第61号、平成26年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

確認をいたしました。起立多数です。したがって、議案第61号、平成26年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号を採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第62号、平成26年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 62 号、平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 63 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。起立多数です。したがって、議案第 63 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第 64 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。起立多数です。したがって、議案第 64 号、平成 26 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 65 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第 65 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。起立多数です。したがって、議案第 65 号、平成 26 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 66 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第 66 号、平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、議案第 66 号、平成 26 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 67 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第 67 号、平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。起立多数です。したがって、議案第 67 号、平成 26 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 68 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

はい、確認いたしました。起立多数です。したがって、議案第 68 号、平成 26 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 69 号を採決します。この表決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（後城一雄君）

はい、確認しました。起立多数です。したがって、議案第 69 号、平成 26 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思えます。

暫時休憩（午前 10 時 43 分）

再 開（午前 10 時 54 分）

○議長（後城一雄君）

お揃いでございますので、開会をいたします。

先程、議案第 62 号、議案第 63 号の委員長報告の中で、訂正したい旨の申し出がございましたので、訂正を許可します。浪瀬委員長。

○決算審査特別委員長（浪瀬真吾君）

先程の議案第 62 号の平成 26 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件で、審査の経過並びにその結果の中で、16 日の後に、総務課長、財政管財課長の後に、税務課長を挿入をお願いいたします。議案第 63 号の下から 4 行目の実質収支のところで、数字が逆になっておりましたので訂正をいたします。46,648 千円としておりましたが、46,468 千円の誤りです。訂正してお詫びをいたします。訂正をお願いいたします。

日程第 16 議案第 74 号 東彼杵町に副町長を置かない特例条例の制定について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 16、議案第 74 号、東彼杵町に副町長を置かない特例条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 74 号、東彼杵町に副町長を置かない特例条例の制定についてでございます。提案の理由につきましては、6 月末頃までは副町長がおりましたけれども、その後、現在 3 か月間ぐらい空席

でございます。これも地方自治法に違反いたしますので、ここで自治法の法令の違反解消をするためにもしなければなりませんので、当分の間、副町長を置かないということを定める条例を提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

この特例条例の中に、当分の間という文字があるんですが、当分の間とはいつまでを指すのか。もう1点、専決規定がございましたけれど、副町長が専決できるその規定はどうなるのか。その2点についてまずお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当分の間でございますので、正に当分の間で、私が考えていますところは、私の任期中という考えでありますけれども、それでどうしても空席を持ちながら、どうしてもできないということの判断等がたぶん今からでてくるとか思っております。その時には速やかに設置をしたいと考えております。全て私の、最大私の任期中と考えております。だから最小では分かりません、どういう具合になっていくのか。いろんな今から、この3か月間やってまいりましたけれども、どうしても無理なところもありますので、その辺をどういうふうに解消して行くのかと考えていこうと思っております。専決規定につきましては、それぞれ今、試行的にやっておりますけれども、副町長専決規定はすべて課長職で専決ということで、今させております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

そうしたら、前副町長が退任された後からずっと後任を探されていたのか、どのような経過だったのかをお尋ねしたいのと、なぜ、置かない条例が会期末になったのか。選任されるなら話はわかりますけれど、置かないというのは初めから、会期中に探せるわけじゃないんですから、会期当初になぜ上げられなかったのか。その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

会期中に上げなかったのか、会期中には上げたわけですね、今日まで会期中でございますので、条例改正でございますので。これまで私も置かないということで努力をしてまいりまして、いろんな人選もいたしました。いたしましたけれども、なかなかご了解していただけないのもあったし、いろんな事情で選任できなかったところもあります。そのへんの試行錯誤しながらの期間が経った関係で、冒頭には提出をできなかったということでございます。会期中にはどうしても出さなければならないということで、先程申しましたとおり地方自治法違反になりますので、ここはやはり置かない条例を作って、これから皆さんに審議をしていただこうと考えております。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

3 回目でございますけれども、その今までの副町長が退任される時に、町長は最初から置かないつもりだったのか、やはりどうしても交代して、また新しい人材を置かなければならないと思われたのか。思われたのなら積極的に、副町長をもう 3 か月ですから、解任されたと同時に変えなければいけないと町長が思われていたなら、やはり時間は経過はしているんですから、もっとこう探されてよかったのではないかと。最初から置かないと、前の副町長が退任された時にもう置かないと思われていたのか。今まで探していたとおっしゃたんですけれど、そうしたら、私が言うのは、会期中は会期中なんですけど、会期の当初、9 月議会のあたりにやっぱり出すべきではなかったのか。人選をして、ここで推薦をする議案なら会期末でも私は良かったと思うんですよ。しかし、置かないんですから、会期中に見つかるとか何とかという問題ではないんですが、置かないということは、やはり議会に対して、私は質疑ですので意見は言えませんが、町長に、やはり当初に出せなかったのか、そこに 1 点お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前副町長が任期満了になりまして、考え方は置かないことで考えておりました。それで、一応 3 か月間ぐらい試行的なものでやってみて、どういうメリットとか、デメリットとか出てくるでしょうから、そのへんを勘案しながら、できれば当初で、冒頭で出したかったんですけれど、どうしてもいろいろ考えるところがありまして、どうしても会期中の提出、一番最終になったというのが事実でございます。なかなか、本来はもっと早く出すべきだったんですけれど、この場で、どうしても、なんとかやってもいいかなと、後任の方も詮索もしながら、どうしても無理なところもあるかも分からないということで、地方創生も、今、真っ只中でございますので、ひとりいないというのは厳しくございますので、どうしようかなという迷いも実際あったんです。迷ったあげくで、確かにもっと早くするべきだったんですけれど、詳しくは言えませんが、時期を逸したというのは事実でございます。大変申し訳ございません。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

特に 4 回目になりますけれども、もう 1 点最後に。例えば町長、町長が出席する会議と、副町長が出席する会議がございますよね。あると思います。例えば公式行事もそうです。この前の新幹線トンネルなんかもそうです、正に。町長は 205 号で行かれた。しかし、総務課長が出席していましたけれど、嬉野市長は挨拶、東彼杵町は無い。やはり職員としても副町長が出る会議、そういう立場。どうしてもやはり、特別職にはなかなか、例え総務課長にも出にくいところがあると思うんですよ。だから町長も出張で東京とかに行かれた時にかなり不在が出ます。海外にも行かれることもあると思うんですが、その時はこういう職務代理とか置かれると思うんですけれども、やはりそういう職員の、何と言いますか、責任の重さ、重大さ、判断もしなければいけない時に、やはり私は、頑張っていたら副町長は置くべきと町長は考えられないのか。そういう、職員における重責、会議

のデメリット、町長はどう考えられるのか。最後にお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

やっぱり居なければ、居ると居ないでは全く違いますので、責任の重要度も違いますし、会議の中での存在といいますか、考え方とかもすべて、副町長がいることによってはそれなりの効果があるかと思っております。そういう効果が当然認められるわけですけど、反面、他の全国の市町村辺りを見ても、私が知っている限りでは、27の町村が置いていない。置かない条例をやっているということでございますので、やれないことはないなと思っております。もちろん、町長がいない時に副町長が代理で、先程おっしゃった挨拶などをしなければいけないんですけども、これも極力、居ることが前提なんですけど、どうしてもダブルこともあります。それは副町長もダブルもあります。だから、必ず課長が出席ということがあるわけですから、この課長の職務というのは、専決の、役場の庶務規則の中で、事務の専決、職務代理ということで、以前から総務課長が代理ということになっております。今までもあるわけですけども、これをそのまま放置するというわけにはいきませんので、確かにそれは戦力ダウンになりますけれど、私は、そういう適当な人がいれば、今から先も当分の間とさせてもらって、検討しながらいこうと思っております。決して、絶対置かないということではなくて、方向性はとっていきたいんです。あとは、課長職のあるべき姿といいますか、ある程度スキルを上げながら、能力を上げながら、やっぱり町長、あるいは副町長に代わり得る課長職を目指してほしいという希望もありまして、今回試行的なもので、課長にも無理をかけるかと思っておりますけれども、全員、職員共々一体になって、そういう空席を埋めながら何とか運営できないかなと思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

今の岡田議員と町長のやり取りを聞いておりました感じたのは、町長の本心からいけば、これは置いたほうが良いのではないかという考え方があられるのかなという受け止め方ができます。私が受け止めた感じではですね。でしたらば、これは、人選がこれまでの経過の中で上手くいかなかったということをおっしゃられたと思っておりますけれども、そういうふうに置いたほうが良いというふうな根底に考え方があられるのであれば、これは条例改定等を行わなくて、極力人選を急がれて置かれた方が結果として好ましいのではないのでしょうか、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにそういうご意見がございまして、3か月を過ぎました。そうしますと、地方自治法の関係では置かなければならないとなっておりますので、それは今現在で法令違反になっております。ですから、それをカバーするために、選択をするための期間といいますか、そういう考え方で当分の間という言葉を使っているわけです。それはご理解いただきたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

条例違反というのは当然理解できるんですよ、現状がそうですから。でも、それでこの3か月通してきているんですから、当分の案というのであれば、そこは今、探している最中、現在進行形の中での条例違反ということであれば、勝手な解釈でいけば許容範囲かなという気がするんですよ。極力頑張って探していただきたいなと思いますけれど。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

3か月間というのが、非常に、置かないというのも勿論あったんですけど、試行錯誤しております。このまま延ばしたら先程言いました法律違反になっていくものですから、これからまた3か月間という期間が12月まで、議会がまたあるわけですから、その間で検討もしなければなりませんので、空白にしたら法令違反がずっと継続してはいけなくなるものですから、ここで3か月間で1回切って、当分の間という表現をさせてもらって、条例改正をお願いするものです。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

そうしたら、当分の間ではなくて期限を切られたらどうですか。3か月なら3か月で、それまでに探すと、どうですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

色々な考え方がありますので、私の考えとしては、そういう当分の間ということにさせていただいて、もしやれば、なしでも置かないでも良いんですけど、状況を見ながら、あるいは人選をしながら、双方考えながらいければ1番良いかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永君。

○2番（吉永秀俊君）

町長、先程もちょっと、同僚議員から新幹線の開通式のことの件がありましたけれども、非常にやはりあの場合は、向こうは嬉野市長が来られてこちらは来ていないと、副町長もいないという状態で、非常に、私は嬉野市に対してこちらは失礼にあたったかなという意見をもっております。それで、今、副町長が、総務課長が居るじゃないかというお話をされましたけれども、町長と副町長は特別職ですよ。まちの顔なんです、言わば。総務課長は事務方ですよ。やはりまちの顔と事務方は違うわけですし、やはり町長が居ない代わりに、やはりそういうことでどこも副町長を置いて居るわけです。それで現在ちょっとお尋ねしたいのは、副町長が委員長とか座長を勤めてあるのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いくらとは覚えておりませんが、かなり相当あるかなと思います、いろいろ協議会とかありますので。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

そういうことで、多分町長ができない、副町長でなければならない役職があるはずですよ。例えば、いろんな入札をする時や、その業者を選ぶとか、いろんな選定をする時あたりは、多分町長は入っていけないわけですから。そういった副町長としての役目があるのですから。これは最優先で、町長、探してください。私、先程町長があたってみられたということを知ったんですけど、そのひとつ、ちょっと受け入れられなかったひとつに、報酬の問題はなかったんでしょうか。例えば今、4割カットですから30数万円ですよ、副町長の報酬は。そこら辺がネックになっているのではないかなと思うんですけど、私は今回は満額でも良いと思うんですけど、そこら辺の町長のお考えをお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

現在のところ置かない条例でございますので、全く検討いたしておりません。

○議長（後城一雄君）

7 番議員、浪瀬君。

○7 番（浪瀬真吾君）

先程の同僚議員の質問の中で町長は、やはり途中で考え直して置くような発言もされたし、また最初には自分の任期中は置かないという言い方もされております。そういったことを、発言の内容を聞いておきますと、どっちなのかなというふうな感じもするわけです。また、これは誰でも、生きている限り、健康とかあるいは自己の都合で出席できない場合もあるわけです。特別職というのは町の顔でもあります。同じ日に重要な案件が発生してどちらも出席しなければならないような案件が出てくると思うわけです。そういった時の対応といいますか、どのようにそのあたりを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは全国にも27町村あるわけでございますので、そういう機会が他所の町村でもたくさんあるだろうと思っております。そういう場合は、同じ時間帯でどうしても変えられなければどうにもなりませんけれど、時間を変えてするとか、やることは可能かと思っております。あと、管理職の中から、例えば理事長職とか、例えば3名ぐらいを理事長職にしまして、副町長的な仕事をさせるということで、増員はしません。兼務の形でやるとか、そういう重要な会議にはやっていければと思っております。全国的にそういう所があるわけですから、やってみて、有田町辺りも2万何千人の町ですけど、副町長はいないわけですから、そういうやり方でも考えていければ、なんとか。

経費節減も勿論でございますけれど、特に私が今回ねらいたいのは、課長職の能力アップということで、もう少し能力を上げてほしいなというのもひとつあります。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第74号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。3番議員、岡田君。

○3番（岡田伊一郎君）

私は、議案第74号に反対の立場で意見を申し上げます。

まず、東彼杵町は地形的にも、他所の町が27町村、置かない条例を置いたにしてもかなり厳しい、地形的には厳しい所です。例えば災害なんかが起きた時には、やはり特別職の方も分かれています。消防もそうですけれども。それともうひとつ、理事職を置いたにしても、職員は職員です。やはり特別職の立場というのが、地域にもあります。陳情なんかがくる時にも、町長がいないときには副町長が受ける。そういうことで、町長の仕事の補佐をしていただくのが副町長でありまして、まず、この当分の間が町長の任期中とおっしゃったのが、私は同僚議員がおっしゃったように、来月、3か月と決めてそういう姿勢を見せてほしいなと思っていたんですが、当分の間というのは、町長は任期中とおっしゃった。最初は置かないということで模索をされていた。しかし、置く方も人選をされたということで、どうも、私は、町長も不安があられるんじゃないかと思って、仕事上ですよ。やはり町長は立場として政治的に動く、陳情とかとそういうことに積極的に動く。県庁も出向く、東京も出向く、しかしその間、事務の最高責任者は副町長を置くということで考えを持って置かれていた方が、自由に町長としては動けるんじゃないかと思うので。それと、置かない条例が自治法違反なら、もう既に自治法違反なんですよ、おっしゃったように。私がいつか一般質問しようかと思っていたんですけど、そういう形でここまで来たなら、来月、今年いっぱいぐらいまでに探すという意欲を見せれば、私は、もう違反は違反でもやむを得ない。今まで違反をしてきたのですから。ですから、私は是非、この特例条例は出さなくても、探していただいて、来月か再来月、人事ですから厳しいでしょうけれども、もっと努力をすればなんとかなるんじゃないかと思ひまして、この副町長を置かない特例条例は、職員にもしわ寄せがきますので、是非、置いていただきたいと思うので反対をいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。8番議員、森君。

○8番（森敏則君）

本案について、議案第74号、東彼杵町に副町長を置かない特例条例ということで、賛成の立場

で討論させていただきます。まず、今回の提出の理由といたしまして、1番目に地方自治法の違反を回避するためが第一。2番目の理由としまして、この当分の間というのが、必要となった場合は置くと、置くことを考えているということで、やや弾力性のある特例条例となっております。したがって、本来ならば副町長の、町民にとって1番良い方法というのを模索する上では、本来ならば、軌道修正をする副町長というのが本当は必要だと思います。幸いに今、総務課長という立派な森課長がいらっしゃいますので、その分はカバーしているのかなと思って、今回、当分の間ということで、この特例条例を上げられたものと思っております。本来ならば副町長を置くべきところではありますが、時と場合によって、状況が変わったことによって、その副町長を選任するということであれば、それはそれで良いというような考えから、是非。同僚議員が言いました反対の理由の中では、早く探してほしいというのがありますが、今必要でなければ、町長が今必要と思っていられないのであれば、それはそれで良いと。しかし、極力努力されて、我慢できないということであれば、誰かを選んで、そして副町長を置くと。それはそれで良いと、そういうふうな考えでおりますので、是非、その辺のところを加味して今後やっていただきたいということを思います。したがって、本件につきましては、賛成という立場で討論をさせていただきました。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。7番議員、浪瀬君。

○7番（浪瀬真吾君）

先程も質問の中でも申し上げましたが、やはり東彼杵町は特に今、人口減少が続いております。そういった中でいろんな知恵を出し合ってやっていかないと、ますます小さくなっていくような自治体になっていくのではなかろうかと。先程もありましたように、やはり特別職がいて、やはり職員に責任の度合いを持たせるのではなくて、やはり三役といいますか、特別職は、ある程度のことは方向性を決めて、職員の皆さんに指示をしながら、東彼杵町を活性化していくべきものと私は思っております。そういった意味では、もしも怪我とか何とかで登庁できない場合は、やはり管理職がいて、その職員の統括を図っていくべきものと思いますので、私は是非とも探していただいて、副町長を置いてほしいという立場から原案に反対であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に賛成者の討論を許します。ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。この表決は、起立によって行います。

議案第74号、東彼杵町に副町長を置かない特例条例の制定については原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

起立少数です。したがって、議案第74号、東彼杵町に副町長を置かない特例条例の制定については否決されました。

日程第 17 議案第 75 号 彼杵小学校スクールバスの購入について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 17、議案第 75 号、彼杵小学校スクールバスの購入についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 75 号、彼杵小学校スクールバスの購入について、取得の目的が彼杵小学校スクールバスの購入、取得予定金額が 8,985,680 円でございます。購入先が長崎県大村市松並 2 丁目 1225、会社名が長崎日産自動車株式会社、大村営業所店長、中川和徳。提案の理由といたしましては、彼杵小学校スクールバスを購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により本案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。内容につきましては、教育次長から説明させます。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

代わりましてご説明いたします。彼杵小学校スクールバスの購入ということで、今回承認をお願いしているものが 29 人乗り、運転手も含めてですが、マイクロバス 2 台の購入となります。このマイクロバスにつきましては、28 年 4 月 1 日で統合する予定であります彼杵小学校、音琴小学校、大楠小学校のうち、音琴小学校、大楠小学校の児童の送迎用ということで考えております。現在の予定では、この購入する 2 台のマイクロバスにつきましては、大楠小学校校区の児童の送迎用ということで考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。3 番議員、岡田君。

○3 番（岡田伊一郎君）

この購入経過の、見積り制だったのか、何社競争されたのか、随契なのかお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

購入につきましては、3 社の見積り合わせで、財政管財課の所管で見積り合わせを行いまして、最低見積り業者の方から購入をいたしております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。2 番議員、吉永君。

○2 番（吉永秀俊君）

マイクロバスで日産というのは、あまり聞いたことがないんですけど、他の地域のスクールバ

スのメーカーあたりはどのようなふうになっているのかは調査をされたのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

他地域のスクールバスの車種につきましては、調査はいたしておりません。今回の見積り合わせにつきましては、本町に必要となるスクールバスの共通仕様書を作成の上、3社の自動車メーカーからの見積り合わせを行っております。日産のマイクロバスにつきましては、市場にも多く出回っておりますし、特に性能的に劣るものとは考えておりません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

最近の車は、メーカーによって劣るというふうなことはあまりないので、メーカーとしては別に問題はないと思うんですけれども、ガソリン車と書いてありますよね。最初からガソリン車を指定してあったのですか。それともどちらでも良いという形だったんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

共通仕様書につきましては、軽油または無鉛レギュラーガソリンということで仕様書を作成いたしまして、見積り合わせを行っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

それはちょっとおかしくないですか。そういう仕様書を出されますと、当然ガソリン車の方が安いですよ、車両価格。ですから、仕様書を提出されるには、ガソリンかディーゼルか限定すべきですよ。そうすると当然ガソリン車は安くなります。ただし、燃料費は高くなります。維持経費、トラブルも多いです。仕様書の仕方がまずかったのではないですか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程説明したとおり、ガソリン車で仕様書を作っておりますので、それで見積りを取ったという

ことです。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

さっき、教育次長の説明では、無鉛ガソリンとディーゼルというお答えでしたよね。どっちなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

メーカーによって軽油のマイクロ、あるいはガソリンのマイクロ、仕様がばらつきがございますので、どちらかにしてということではなくて、使用燃料につきましては、軽油又は無鉛レギュラーガソリンということで仕様を行っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

5番議員、橋村君。

○5番（橋村孝彦君）

しつこいようですけれど、それではやっぱり駄目でしょうという話なんです。まず、このクラスのマイクロバスに、ディーゼル車がないというメーカーはまずありませんから。だから、最初からディーゼルならディーゼルと指定してやっぱり見積りをとるべきだったのではないのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私も今、大変申し訳ございません。仕様書でするならば、やっぱり限定をして、ガソリンかディーゼルかどちらかを決めて。例えば、そういう私の方の予定価格あたりからすると逆に、二通りするということで、二通りでしますよとなれば、また見積りが違いますけれども、今回はそういう曖昧な仕様は、大変残念かなと思っております。結果的にはもう見積りをもらっておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬君。

○7番（浪瀬真吾君）

先程の同僚議員の質問と類似する事件だと思いますが、まず、現在使われている町営バス、これは大体私も承知しているところでございます。確認のためお尋ねしますが、ディーゼル車なのかガソリン車なのか。現在、ガソリン車ということで計上してあるわけですが、まず経費的なものを考えた上でのディーゼル車ならば、当然、軽油あたりを使われるわけで下がってくるものと思われま。そういった面の経費的なものを、とにかく、東彼杵町は今、財政的状况は大変厳しい状況にあ

る中で、その辺を考慮した上でのこのガソリン車にされたのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

経費につきましては、今後、運行の中の業務委託の中に係わってきますけれども、当方で現在考えているのは専門業者、民間への業者委託ということで、日々の整備、経費一律についても業務委託の中で考えております。若干、軽油とガソリン車につきましては、メンテナンス等で差は出てくるとは思いますけれども、現在調査している中では、特に使用燃料による経費の差というのはないように思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬君。

○7番（浪瀬真吾君）

使用燃料のリッター数あたりはさほど変わってこない感じもするんですが、今、現にガソリン価格と軽油価格は相当違いますよね、20、30円。そうなれば、力あたりは、排気量何とかで変わってくるとは思いますが、その辺はさほど変わらないというのはちょっとおかしいような。実際私もディーゼル車あたり、ガソリン車あたり持っていますが、全然経費あたりが違ってくると思いますが、その辺の確かな算定をされたのか、アバウト的にされたのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

私が説明いたしましたのは燃料消費量ではなくて、使用燃料によるメンテナンスの、いわゆる経費でございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬君。

○7番（浪瀬真吾君）

メンテナンスはさほど変わらないとしても、相対的に燃料の差があれば、見積り、例えばスクールバス関係を入札する時に、委託業者、当然、見積り、本町としてもそれだけの経費をかけた、そういった積算をした上での見積もりをしないといけないと思いますが、この辺をちょっと私の考えと違うように思うわけです。全体的にガソリン車とディーゼル車との差を私はお尋ねをしているわけでございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

確かに軽油とレギュラーガソリンとの単価についてはガソリンの方が高いというふうな認識を持っておりますけれども、先に説明しましたように、メーカーの 29 人乗りのマイクロバスで、使用燃料が軽油のメーカーもあれば、レギュラーガソリンのメーカーもありましたので、今回の購入するバスの仕様書につきましては、使用燃料を限定せずに見積もり合わせを行っております。当然、軽油とレギュラーガソリンで価格の差が生じますので、以降の経費についてはそれなりの差は出てくるとは思っております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 35 分）

再 開（午前 11 時 58 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り開会をいたします。町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。今、精査をいたしまして、見積りですけれど、ディーゼル車から 2 台見積りをとっております。4,800 千円と 4,300 千円という価格ですけれども、1 番安いのがガソリン車の 4,160 千円と 5,450 千円ということで、全然開きがあるわけですけれども、そこで仮に、ディーゼル車が 4,300 千円の場合は 4,160 千円ですから 150 千円ぐらいの差ですので、1 台あたり価格差はあまり極端にはないということです。したがって、燃費が、例えば 6 年、5 年間の耐用年数にしますと、60 か月でございますので、そこで燃費の差がどれくらいでるかでございます。耐用年数としては殆んど差がないと、あとガソリンと軽油の差だけかなと思っております。そういうことで、ガソリン車の 1 番安い 4,160 千円を最低の業者ということで決定をいたして今回お願いいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 75 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号、彼杵小学校スクールバスの購入については、原案のとおり可決されました。

日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 18、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。

推薦する者の住所氏名等でございます。住所が東彼杵町木場郷 156 番地、氏名が松尾幸彦、生年月日が昭和 29 年 9 月 13 日生まれでございます。提案の理由といたしましては、人権擁護委員の任期満了に伴いまして委員を推薦するため、本案を提出するものでございます。これまでお願いをいたしておりました佐藤和則氏が平成 27 年の 12 月 31 日までの任期満了となっております。今回限りで勇退をしたいということで、佐藤様から申し入れ等がございまして、今回松尾幸彦氏を推薦するものでございます。任期は 28 年の 1 月 1 日から 30 年の 12 月 31 日迄でございます。松尾氏は、大村工業高等学校機械科を卒業されまして、その後、民間の SSK に 6 年余り勤めておられます。この時は人員合理化ということで、やむなく退職になっておられます。その後 2 年間ぐらい経済連の方でお勤めをされてまして、昭和 56 年の 4 月 1 日から 34 年間、東彼杵町役場職員地方公務員としてお勤めになっております。現在、再任用職員として水道課で勤務でございます。松尾氏につきましては、非常に道徳的にも高尚な人柄でございまして、物事に対しましても正しい判断、あるいは高い識見をお持ちでございますので、是非、推薦をするものでございます。慎重審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています諮問第 2 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、松尾幸彦さんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり松尾幸彦さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第 19 発議第 4 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

○議長（後城一雄君）

日程第 19、発議第 4 号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題とします。

局長に発議を朗読させます。

〔局長朗読〕

○議長（後城一雄君）

それでは次に、本案について提出者の説明を求めます。吉永産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員会（吉永秀俊君）

提出の理由、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることが出来るよう制定され、教育の機会均等とその水準の維持向上が図られてきている義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するためであります。以上。

○議長（後城一雄君）

これから、提出者に対する質疑を行ないます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 4 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費
国庫負担制度の堅持を求める意見書は、原案のとおり可決されました。なお、この意見書は、内閣
総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に送付することといたします。

日程第20 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第20、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規程に
よって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し
出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ
とに決定しました。

日程第21 議員派遣の件

○議長（後城一雄君）

日程第21、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。本件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙
のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり、派遣
することに決定しました。

なお、只今議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思

いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することと決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成 27 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

閉 会（午後 12 時 10 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 28 年 8 月 19 日

議 長 後城 一雄

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 森 敏則